

# 第7回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年7月1日(金)  
 開会 午後15時00分  
 閉会 午後17時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 21名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	欠			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	欠			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 4番 西山 哲

21番 山口 満子

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	末吉 亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第30号	農地法第5条の申請について	(10件)
議案 第31号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(2件)
議案 第32号	農地法第3条の申請について	(6件)
議案 第33号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 14件) (農地中間管理事業 3件)	
議案 第34号	農用地利用配分計画の承認について	(3件)

8. 報告事項

報告 第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	(2件)
報告 第15号	農地の形質変更届出について	(1件)
報告 第16号	形質変更工事計画変更届について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																								
議長	<p>それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は2名で、15番岸本委員、16番山口光壽委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は4番 西山委員、21番 山口満子 委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="347 869 1442 1355"> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第32号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第33号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 14件 農地中間管理事業 3件</td> </tr> <tr> <td>議案第34号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0" data-bbox="347 1444 1404 1680"> <tr> <td>報告第14号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第15号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第16号</td> <td>形質変更工事計画変更届について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第30号	農地法第5条の申請について	10件	議案第31号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	2件	議案第32号	農地法第3条の申請について	6件	議案第33号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 14件 農地中間管理事業 3件	議案第34号	農用地利用配分計画の承認について	3件	報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第15号	農地の形質変更届出について	1件	報告第16号	形質変更工事計画変更届について	1件
議案第30号	農地法第5条の申請について	10件																							
議案第31号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	2件																							
議案第32号	農地法第3条の申請について	6件																							
議案第33号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 14件 農地中間管理事業 3件																							
議案第34号	農用地利用配分計画の承認について	3件																							
報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件																							
報告第15号	農地の形質変更届出について	1件																							
報告第16号	形質変更工事計画変更届について	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第30号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします</p>																								

事務局	<p>議案第30号の26番、27番と議案第31号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請3番、4番については同一案件になりますので、合わせて説明をお願いします。</p> <p>議案第30号 農地法第5条の申請10件について御説明します。</p> <p>議案の1ページから5ページ、25番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、横断図が4～9ページ、断面図が10ページ、求積図が11ページになります。</p> <p>申請地は、松島地区です。</p> <p>借受人が、西九州自動車道建設工事に伴う残土処分場を建設するための申請です。</p> <p>貸付人の地権者は54名、転用総面積は115,943'91㎡となっております。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の5ページ～6ページ、26番、27番になります。</p> <p>事業計画変更承認申請につきましては、議案が8ページ、3番、4番になります。</p>
-----	---

図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図が14ページ、15ページ、平面図が16ページ、17ページ、雨水排水計画図が18ページ、断面図が19ページ、20ページになります。

申請地は、立花町渚地区です。

譲受人及び借受人が、自動車教習所の建設をするための申請です。

26番及び事業計画変更承認申請の3番につきましては、当初計画者が平成6年にアパート及び駐車場建設のため、5条許可を受けられておりましたが、資金調達が困難となり事業を遂行できなかったため、今回自動車教習所用地として、5条申請と事業計画変更申請を提出されています。

事業計画変更承認申請の4番につきましても、当初計画者が平成24年に一般住宅建設で5条許可を受けられておりましたが、同じく資金調達が困難となり、事業を遂行できなかったため、今回自動車教習所用地として事業計画変更承認申請を提出されています。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の7ページ、28番になります。

図面は、案内図が21ページ、字図が22ページ、土地利用計画図が23ページ、断面図が24ページ、25ページ、平面図が2

6 ページ、27 ページになります。

申請地は、二里町八谷搦地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の7ページ、29番、30番になります。

図面は、案内図が28ページ、字図が29ページ、土地利用計画図が30ページ、平面図が31ページになります。

申請地は、東山代町長浜地区です。

譲受人が、一般住宅の建設及び住宅への進入路を設置するための申請です。

農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、議案の7ページ、31番になります。

図面は、案内図が32ページ、字図が33ページ、土地利用計画図が34ページになります。

申請地は、立花町富士町地区です。

譲受人が、資材置場を建設するための申請です。

譲受人が既に申請地の一部に作業場及び資材置場を建設し、利用していたことについて、始末書が添付されております。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の7ページ、32番になります。

図面は、案内図が35ページ、字図が36ページ、土地利用計画図が37ページ、断面図が38ページになります。

申請地は、波多津町主屋地区です。

借受人が、社員及び来客用の駐車場を建設するための申請です。

農地区分は

第1種農地の農地区分要件、「第2の1の(1)のイの(ア)のb、

特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」及び第2種農地の農地区分要件、「第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。

許可基準としましては、

第1種農地の許可基準「第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」及び

第2種農地の許可基準「周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当します。

続きまして、議案の7ページ、33番になります。

図面は、案内図が39ページ、字図が40ページ、土地利用計画図が41ページになります。

申請地は、二里町大里地区です。

譲受人が、駐車場として宅地拡張するための申請です。

譲受人が既に駐車場として利用し、宅地を拡張していたことについて、始末書が添付されております。

農地区分は、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。



	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のイの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の7ページ、34番になります。</p> <p>図面は、案内図が42ページ、字図が43ページ、土地利用計画図が44ページ、断面図が45ページ、平面図が46ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川内地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第1種農地の許可基準、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、</p> <p>住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第30号 農地法第5条の申請10件と</p> <p>議案第31号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件について以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条25番について担当委員から説明をお願いします。</p>

議長	なお、担当委員である木須委員は、地権者になられますので、議事参与の制限が入ります。説明が終わりましたら審議の間、事務局の方へ席を移動してください。
担当委員	申請地は、都市計画区域で用途指定を受けている地域で、昨年まで水稻を作付していましたが、西九州道路に係る南波多の残土の処分場にとのお話がありまして、地権者、皆が同意されて、残土処分場ということになっております。地域の方からの反対もございませんし、周辺の農地に影響することもございませんので、ご審議のほどをよろしくお願ひします。
議長	担当委員は、事務局の方へお願ひします。25番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	面積は水田の部分全部ですか。範囲がわかりません。
担当委員	市民会館の横から全部の土地になります。
20番委員	バイパスから見て水田と見られる所が申請地ですか。
担当委員	そうです。
事務局	改めてですが、この地域は用途地域で農地転用許可出来る所があります。農地の転用は残土処分場・残土置き場という事で申請を頂いております。
議長	西九州道路の残土が60万㎡ぐらいあるそうです。今回申請があった所に20何万㎡の残土処分地として計画が立てられているようです。
8番委員	この事業主体は、地主ということですか。
事務局	申請人は、あくまで合同開発会社松島搦組合です。

8番委員	どういう会社ですか。
事務局	定款によると、不動産の賃貸借管理業と〇〇〇の一切事業として合同会社が作られておりました、〇〇会社と●●会社が社員とされている会社となっています。
8番委員	わかりました。
議長	他にございませんか。 <なし> 続きまして、26番、27番と事業計画変更承認申請3番、4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	議案の8ページをご覧ください。〇〇さんと●●さんという方の筆がございます。この二人の方がすでに5条許可を受けられていましたが、計画通りには行かずそのまま放置されておりました。今回、自動車学校が入るという事で計画変更をよぎなくされたという事です。当初計画変更計画となって変更計画に自動車学校は入っております。 これを合わせて5ページからは今まで転用がなかった5条申請もなされております。これも面積は2haを超える大きな転用申請です。 ここも第二種住居区域の中でもございますし、自動車学校は2年ほど前から今の自動車学校に大型の自動車コースを作りたいという事で探されておりました。瀬戸の川副新田になったり、木須のうさぎ山になったり、先ほどの松島搦になったりしたのですが、松島搦は賃貸料が折り合わず、今回この地に申請を出されております。この場所に行きましたが、地権者の方々も協議も済んでおりましたし、特別問題はないかと思えます。

議長	26番、27番と事業計画変更承認申請3番、4番について、御意見、御質問はございませんか。
議長	<p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	1週間ほど前、〇〇さんと●●さんが見えて自宅の隣に家を建てたいからという事でした。現地を見に行きますと、特に問題なく、生産組合長さんの許可もありましたので、私も同意しました。
議長	<p>28番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、29番、30番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	場所は204号線の白幡バス停の下側の台地にある畑になります。特に問題なく、区長さん生産組合長さんの同意もありましたので私も同意しました。
議長	<p>29番、30番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、31番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	ここは、立花から腰岳に登る途中にありましたが、現地に行った時に、36ページに図面はありますが、半分は竹林で農地の姿はしておりませんでした。ここに資材置き場という事で周りを見渡した所、茶園があったので、産業廃棄物等の心配がありましたが、茶園の方が農地を譲られたという事でしたから、周りにも家もありませんし、茶園以外見当たりませんでした。農地内の離れた場所に、もうすでに資材置き場も作られておりましたし、問題ないだろうという事で確認してきた所であります。

議長	31番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>
議長	続きまして、32番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>図面左下に、〇〇建設さんの駐車場がありますがスペースがないという事で、申請地を埋立造成し駐車場という事になります。</p> <p>37ページの〇〇さんの所はすでに埋立てをされておりまして雑種地になっております。北の方に水田がありますが、これは減反をされておりまして何も作っておられません。申請地を約80センチほど埋め立てて駐車場にされます。北の方の所有者〇〇さんの田んぼだったと思いますが了解を得たという事でしたし、生産組合長さん、区長さんの同意も得られましたので私も同意しております。審議を宜しくをお願いします。</p>
議長	32番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>
議長	続きまして、33番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇さんが10日に見えられました。すでに駐車場として使われておりまして、買うことになったが、転用申請を行っていなかったという事で、始末書を添付されての申請されております。区長さん、生産組合長さんの印がありまして、私も同意しました。
議長	33番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>
議長	続きまして、34番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇さんの所が道路拡張で手狭になったという事で、息子さんの家を近くに建てられるという事です。特に、問題ないですので審議の方宜しくをお願いします。

議長	<p>34番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
議長	<p>無いようですので、議案第30号 農地法第5条の申請10件と議案第31号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第32号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号農地法第3条の申請6件について説明します。</p> <p>議案は9ページになります。</p> <p>49番から54番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の9ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第32号農地法第3条の申請6件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第33号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>

<p>事務局  事務局</p>	<p>議案第33号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について、御説明します。議案の11～12ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が10名、貸付人が14名で、面積は、田が29,814㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで、申出書を13～19ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上14件です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第33号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第33号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第33号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第33号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業3件について御説明いたします。</p> <p>議案は20ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を21～22ページに掲げております。</p> <p>農業公社への利用権設定、貸付となっております。面積、水田が22,609㎡、貸付人が3名となっております。期間は10年5か月となっております。</p> <p>農地中間管理事業については以上3件です。</p>

議長	議案第33号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業3件について、御意見、御質問はございませんか。
議長	無いようですので、議案第33号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業については申出のとおり決定いたします。 <なし> 続きまして、議案第34号農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第34号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。 議案は23～24ページになります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出するとなっております。先ほど、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者3名が借り受けることとなっております。詳細は、議案は24ページとなります。 農用地利用配分計画の承認については以上3件です。
議長	議案第34号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。
7番委員	〇〇さんと●●さんですが、賃借料が無料となっておりますが、貸す方が良い農地ではないから作って下さいという事ではないかと思いますが、作らないとなった場合、中間管理機構から預かってこの農地を利用しないとなった時はどうなるのですか。
事務局	確認ですが、農地がどうなるのか。借受者がどうなるのか。どちらの質問ですか。



7番委員	仮に5年作って、後、作らなくなった場合。
事務局	まず2年間は農業公社が保全管理を行う。この間に借り手を探し、見つからなければ、本人に農地をお返しするという形になります。
7番委員	まだ、始まったばかりでしょうが、もっと具体的に言いますと、今年、借りようとしたが、怪我をして今年も作れない、来年も作れない場合は。
事務局	事故とか病気とかは正当な理由になるのかなと思います。
7番委員	病気治療以外は。
事務局	農地中間管理事業では想定されていないと思います。
7番委員	例えば、作ろうと思ったが、兎や猪でどうしようもないと。借り手みたら状況が違うケースは。
事務局	その話は今後ケースがあった場合だと思います。
7番委員	ペナルティはないのか。
事務局	まだ、始まったばかりなので、ペナルティがあるのか。ないのか。も把握していません。
7番委員	わかりました。
8番委員	17番、18番の貸付者は機構集積協力金に該当しますか。
事務局	23ページになりますが。機構集積協力金には、3つありますが。16番の貸付者には協力金に該当しません。要件では非担い手から担い手に農地を貸す必要があります。借受者が非担い手であり、

事務局	<p>他の要件に合いません。</p> <p>17番の貸付者は一部農地の連担がありますので、耕作者集積協力金に該当します。</p> <p>17番の貸付者は全て農地が連担しているため、全て耕作者集積協力金に該当すると思われます。以上です</p>
8番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第34号農用地利用配分計画の承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第14号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第14号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は25ページを御覧ください。</p> <p>33番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用する予定で、今回5条申請を上程しています。</p> <p>34番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に売却する予定で、今回、3条申請を上程しています。</p> <p>報告第14号については以上2件です。</p>

議長	報告第14号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。 <なし>
議長	続きまして、報告第15号農地の形質変更届1件について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第15号農地の形質変更届出1件について説明します。  議案の26ページの7番になります。 図面は、案内図が47ページ、平面図が48ページ、断面図が49ページになります。  申請地は波多津町板木地区です。 こちらは宅地や道路に囲まれた低地であり、大型機械での作業も困難であるため、嵩上げて畑として利用するための届出です。 報告第15号については以上1件です。
議長	それでは、7番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	変更の目的は、宅地と道路に囲まれておりまして1m70cm下がった所に田んぼがあります。嵩上げをして畑として利用したいとの事です。断面図にも書いてあるように、側溝が通っておりますが、側溝の手前からのり面をつけて埋め立てるという事です。生産組合長さん、区長さんの印鑑もありましたので、問題ないだろうと私も印鑑押しております。
議長	7番について、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、報告第16号農地の形質変更工事計画変更届1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>報告第16号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御説明します。</p> <p>議案の27ページ、2番になります。</p> <p>申請地は大坪町白野地区です。</p> <p>盛土用の土の搬入不足により工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第16号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第16号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第7回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>